

港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン 正誤表

■港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第1部 総論】

下記のとおり、誤記の訂正及びより適切な記載への変更を行いました。現在掲載されている資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

(令和8年6月25日)

ページ	正	誤
7	・維持管理計画等 基準省令第4条第1項に基づき、技術基準対象施設を適切に維持するため、点検診断の時期及び方法、当該施設の供用期間、維持管理についての基本的な考え方、気候変動を勘案した情報、維持工事等を具体的な計画書の形式で明示するものを維持管理計画とし、これに準じるその他の適切な方法を「等」としている。	・維持管理計画等 基準省令第4条第1項に基づき、技術基準対象施設を適切に維持するため、点検診断の時期及び方法、当該施設の供用期間、維持管理についての基本的な考え方、気候変動や地震等を勘案した情報、維持工事等を具体的な計画書の形式で明示するものを維持管理計画とし、これに準じるその他の適切な方法を「等」としている。
40,49, 66,87, 107	【維持告示に規定されている事項】 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	【維持告示に規定されている事項】 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通し並びに当該施設の地震等による被災後の利用状況を勘案した、維持管理に必要な基本的な情報 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
82	③塩化物イオンの浸透による鉄筋腐食の開始時期の予測 鉄筋コンクリート部材およびプレストレストコンクリート部材における劣化予測は、港湾の施設の技術上の基準・同解説、2022年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】（公益社団法人 土木学会、2023年3月）等を参考にすることができる。	③塩化物イオンの浸透による鉄筋腐食の開始時期の予測 鉄筋コンクリート部材およびプレストレストコンクリート部材における劣化予測は、港湾の施設の技術上の基準・同解説、2022年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】（公益社団法人、2023年3月）等を参考にすることができる。
88	・舗装設計施工指針 平成18年度版（公益社団法人 日本道路協会、平成18年2月）	・舗装設計施工指針 平成18年度版（社団法人 日本道路協会、平成18年2月）
88	・鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）（公益財団法人 鉄道総合技術研究所、平成19年1月）	・鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）（財団法人 鉄道総合技術研究所、平成19年1月）
104	・舗装設計施工指針 平成18年度版（公益社団法人 日本道路協会、平成18年2月）	・舗装設計施工指針 平成18年度版（社団法人 日本道路協会、平成18年2月）
109	・管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）（一般財団法人 みなと総合研究財団、平成20年8月）	・管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成20年8月）
109	（削除）	・港湾緑地の植栽・施工マニュアル（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成11年5月）
109	（削除）	・港湾緑地の植栽・施工マニュアル
112	【解説】 不特定かつ多数の者が利用に供する緑地及び広場にあつては、利用者の安全の確保並びに大規模地震対策施設として有効に機能するよう、適切に点検診断を行うことが重要である。 緑地及び広場の点検診断、維持管理計画の内容は、附属資料3 係留施設の他、公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成30年10月）を参考にすることができる。	【解説】 不特定かつ多数の者が利用に供する緑地及び広場にあつては、利用者の安全の確保並びに大規模地震対策施設として有効に機能するよう、適切に点検診断を行うことが重要である。 緑地及び広場の点検診断、維持管理計画の内容は、附属資料3 係留施設の他、公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成30年10月）、港湾緑地の植栽・施工マニュアル（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成11年5月）を参考にすることができる。
114	複数の施設を取りまとめて維持管理計画を策定するにあつては、次の事項について定めることを標準とする。 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	複数の施設を取りまとめて維持管理計画を策定するにあつては、次の事項について定めることを標準とする。 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通し並びに当該施設の地震等による被災後の利用状況を勘案した、維持管理に必要な基本的な情報 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理